

會學濟經學大國帝都京

經濟論叢

號五第 卷一十五第

月一十年五十和昭

紀元二千六百年記念論文集

保險に於ける貨幣

佐 波 宣 平

一 序

「貨幣經濟と發達せる分業とに基因する自然經濟の崩壞、これは固有の保險にとつての最も重要な前提である。」¹⁾とここで、自然經濟を崩壞に導いた要因としての分業は、貨幣（または交換）の前提であると同時にまた、貨幣（または交換）を前提として初めてよく成立し得る。従つて、一經濟單位としての自然經濟（または自足經濟）が分業を通して漸次崩壞し個々の單位經濟に分れたるとき、同時に、そこには必然的に貨幣を媒介とする個別經濟相互間の結びつき即ち貨幣經濟が生成發展しつゝあつた。さうでなくては夫々の單個經濟の生成發展は考へられない。だが併し、この論理的に必然的な結びつきは必ずしも常に現實に於ける個別經濟間の交換の完全な調和を豫定するものではない。個々の單位經濟は夫々専ら自主的に何等他と圖ることなく而かも獨立に他を計量し經濟しつゝ以つて他に臨む。かくて、そこには屢々見込違ひや不圓滑が起る。いまや、交換經濟内の單個經濟主體は、嘗つての自然的自足經濟が全く經驗しなかつたやうな不安の中に置かれる。論理的に必然的な聯關の中にあり乍ら現實にはこの聯關の故に惱まなければならぬ。然らば、この惱みこの不安は如何にして解消され得るか。ひ

1) A. Manes, Versicherungswesen, Bd. 1. 1930, S. 36

と度個別化して出て来た經濟單位はもはや單純な仕方では元通りの自足經濟に還へることは許されない。従つて、それは個別化しつゝその間に媒介者として交換または貨幣をもつことによつて、或る意味で個別化の弱點を補強するまたは個別化を修正する經濟的結合に入らなくてはならぬ。この結合として選ばれたものゝ一つが吾々の研究對象たる保險である。

かくして、吾々は、一般に交換または貨幣の發展を通して、一方では自然經濟の崩壞過程を、他方では自然經濟に代つて出て来た個別交換經濟の發展過程を、同時に知ることが出来るが、就中、貨幣と保險との發展の聯關は、吾々に興味ふかきものを與へて呉れる。と言ふのは、その相互主義的形態の故に今日に於ても屢々ゲマインシャフトと見謬られ、また歴史的にもゲマインシャフト的傳統を含んで發展し來たつたと言はれる保險に對して、貨幣——自然經濟従つてまた古代共同社會の崩壞要因たる貨幣——が如何に喰ひ入り作用したかを見ることは、確に保險の現代的形態への發展を闡明にする上に資するところ甚だ大きいからである。この意味で吾々は、同じく保險のうちでも、極めて早くから著しい發展を遂げた古代資本主義經濟の海上商業に現はれ、當初より營利的要請のために生れ出たところの海上保險よりも、永い間自然經濟に停滯し共同社會的性格に泥んでゐたドイツの火災保險を取上げて考察したい。こゝでは、人々は個人の發見確立に非常に手間取り、遅くまで保險をして、中世的環境に封じ込み、従つてまた、保險に於ける貨幣の鮮かな登場を著しく後らしてはゐるが、それだけに、この緩慢な發展過程は多くの問題を包藏し近代的保險形態への道行に於ける貨幣の役割について吾々を教示するところが多い。

かやうにこゝでは貨幣の發展を通して保險形態の史的發展を辿り、もつて、保險の本質について討究せんとするものであるが、この場合、貨幣についてはその職能に即して夫々保險との關聯を考察することとした。そしてそれ自體本質的でありまた保險にも極めて關係の深いと思はれる貨幣の職能、(一)一般的交換手段 (二)價値の尺度 (三)價値の蓄藏手段、の三つを擇び取つた。

二 一般的交換手段としての貨幣と保險形態

いま、等しく自然經濟といはれるものを自然自足經濟と自然交易經濟とに分つ(カール・デール)ことが許されるとすれば、ドイツのマーク共產體社會や初期の莊園は前者に屬すると見てよからう。尤も、初期の莊園に於ては農民のほかに既に幼稚ながら手工業者が現はれて居り、時として城下や教會に於て例外的な剩餘生産物の交易も見られはするが、當時の手工業者は未だ殆んど専ら領主のための不自由な存在であつて、農民との自由な交易は一般に許されては居なかつた。従つて、そこに交易の發生を見たとは言へそれは決して正常的ではなかつた。併し、ひと度その性質上土地から獨立する階級として出て來た手工業者は、その後次第に自由を獲得して一般の註文生産にも應じ得るやうな餘裕を漸次に持つやうになり、かくて、莊園をして一つの自足經濟でありつゝそのうちに交易を含む段階にまで到達せしめた。——十二世紀頃まで。だが、これは土地制度の上に立つ莊園としては極めて本質的な轉換たるグランドヘルシャフトからグーツヘルシャフトへの發展を豫告するものに外ならなかつた。十四五世紀以後のドイツは、即ち、このグーツヘルシャフトの状態にあり、そこでは都市・市場の發達を

通して貨幣經濟が漸次展開されつゝあつた。吾々が考察しやうとするドイツの火災ギルドは丁度この段階に發生してゐる。

併し、初期の火災ギルドを見るに、その地盤が特に地方的であつて貨幣經濟に入るのが晚かつたゝめか、實物給付はなほ支配的であつた。火災ギルドが貨幣經濟に移行したのは十七世紀中葉とさへいはれる¹⁾。だが、これは固より貨幣給付が最初から全く姿を見せなかつた謂ではない。文獻で知り得る限りドイツで最古の火災ギルドは一四七七年に設立された *Ivehoer Lieb-Frauen-Gilde* といはれるが、これはその名(聖マリアギルド)の示す如く寧ろ宗教團體であつて、何よりも禮拜を重じた。併し、また一方、同じ信仰に結びつく會員への友愛扶助をも約し病者に對する看護、死者に對する通夜・會葬・擔柩、火災に對する救助等の義務を定めてゐる。ところで、注目すべきはこのドイツ最古の火災ギルドが會員の火災救済に關して貨幣給付を規定してゐることである。即ち、各會員は罹災者に對し一リユーベック・マルクを醸出すべき義務を負ふ。而るに、その給付總額は幾許になるかと言ふに、會員は男子約百名女子約六十名を算へたるを以つて、約百六十マルクになる。かくて吾々はこゝに早くも確定保険料の形を見るわけであるが、併しこの給付總額は當時の建物の状態から考へても固より完全救済から距ること甚だ遠いものであつた。²⁾ 填補のための給付といふよりも寧ろ慰藉料に近い性質のものであつた。従つて最古の火災ギルドに於ける貨幣の出現として(なほ、このギルドは入會金一人當り十二シリングをも定む³⁾)これは正に注目に値するとしても、貨幣が災害填補にどれだけの役割を果したか問題である。ホルシュタインの如き農業地方に於ては、當時はなほ經濟生活の全面に互つて、貨幣が謂はゆる一般的交換手段にまで高められてゐたとは見難

1) W. Schaefer, *Urkundliche Beiträge und Forschungen zur Geschichte der Feuerversicherung in Deutschland*, Bd. 1. 1911, S. 42.

2) 3) Schaefer, Bd. 1. S. 28-30.

い。例へば、右の聖マリヤギルドに次いで古く一五一四年に同じくホルシュタインに設立されたる Sinte-Lorens-Gilde zu Eiderstedt を見やう。これもその名の示す如く (Sinte—Sunde) 信仰に結びついたギルド——ルツタア宗教改革以前のギルドは多分に宗教的——であるが、こゝでは、罹火災者に對し男子會員は穀物・木材・車馬・勞役等を、女子會員は亞麻布・匙・皿・桶等を供與する義務があり、物財給付が規定されてゐる。⁴⁾

さうは言へ、勿論、貨幣給付の規定が極めて稀であつたわけではない。物財以外に貨幣の給付を認めた火災ギルドも可成り多く見受けられる。問題はたゞ何れに重點が置かれてゐたかであつて、この比較に於ては貨幣給付は到底物財給付に及ぶべくもなかつた。⁵⁾ 貨幣給付は謂はゞ便法として設けられてゐた。リービツヒによれば「罹災者に對する救済は主として燒失家屋の再築並びに新築に必要な現物の形式でもつて行はれ、單に蠶・木材・石材の如き建築材料のみならず、亞麻布・褥用羽毛・穀物等をも支給し、進んでは運搬・燒跡整理等の勞務をも引受けたが、なほこの他に少額の金錢給付をなしたギルドも時として見受けられた。⁶⁾」殊に農村地方に於ける貯藏穀物の損害救済は多くの場合實物で行はれた。田舎では給付者にとつても罹災者にとつても實物の方が貨幣によるよりも容易且つ便宜であつたばかりでなく、また、損害額決定の際の穀物價格の騰落を配慮する困難からも免れることが出来たからである。たゞ面倒なことには惡質の安價な穀物が屢々持込まれた。これがために多くのギルドは一般に實物のほかに貨幣の給付を認めてゐた。⁷⁾ 例へば、一五七二年の Saesemüher Brandgilde では建物並びに動産の災害救済は貨幣・勞務・亞麻・椅子・敷蒲團・匙・樽・皿・豚の脂身・バター・裸麥・亞麻布等の給付によると規定してゐる。⁸⁾

4) Schaefer, Bd. I. S. 27, 32.

5) A. Manes, Versicherungswesen, Bd. 2. 1931. S. 81.

6) E. F. v. Liebig, Das deutsche Feuerversicherungswesen, 1911, S. 12.

7) 8) Schaefer, Bd. I. S. 44, 45.

併し一般的交換手段として貨幣を用ふる大勢は漸く火災ギルドにも滲透して來た。この自然經濟から貨幣經濟への移行は、マーンズによれば十六世紀末葉または十七世紀初頭以來とされ、シエフアによれば十七世紀以後とされるが、シエフアはこの場合特に一六五〇年の *Heinricher Brandgilde* の規約を掲げ、それがこの推移を最も明白に示してゐると見てゐる。ここでは、罹災者にとつては實物よりも貨幣の方がより多く罹災家屋の再築に役立つ故に給付は貨幣でもつて評價さるべきであると定められた。¹¹⁾ ところで、かうなると前とは逆に貨幣給付が原則となる。例へば一六七三年の *Kirchwälder Feuerordnung* に於ける如く「田舎地方の事情を考慮に入れてたゞ單に貨幣給付ばかりでなく實物をもつてする支持も許される」といふやうな表現に變つて來る。または、貨幣をもつてすれば實物または勞務給付を免れ得ると一般的に規定し得るやうになる。*Südtener Brandgilde* に於ては、以前のギルドが最も重要視した會葬義務さへも所定の——死者の年齢と階級とに應じて——貨幣額を支拂へばこれを免れ得るとなし、¹³⁾ また、*Seesterüber Brandgilde* に於ても、以前には、家畜その他貴重財の盜難の場合ギルドの長老から追捕人として指名された會員にして若し追捕を躊躇または拒否しこれによつて罹災者に損害を生ぜしめたるときは當該會員これを賠償すべき義務を課してゐたのであるが、いまやこの追捕義務をも貨幣支拂によつて免れ得るといふやうに改めてゐる。¹⁴⁾

こゝで火災ギルドの再築義務を語ることは興味甚だ深い。再築義務とは救濟を受ける罹災者をして焼失場所をそのまま荒廢に附せしめず、其處に少くとも従來と同じ大きさの建物を再築せしめるものであるが、元來このやうな規定は初期の火災ギルドには原則として存在しなかつた。實物填補を建前とする初期の火災ギルドに於ては

9) Manes, Bd. 2. S. 81.

10) Schaefer, Bd. I. S. 42, 43.

11) Schaefer, Bd. I. S. 180.

12) Schaefer, Bd. I. S. 37.

13) Schaefer, Bd. I. S. 51.

14) Schaefer, Bd. I. S. 51.

再建築は當然のことで、特にこれを取立て、強調する必要がなかつたからである。¹⁵⁾ところが、一五九一年設立の Hamburger Feuerkontakt (ハンブルク火災保険組合) は特に再築義務を設けてゐる。即ち、罹災者は支給されたる填補金をもつて専ら再築に必要な木材・石灰・石材等の建築用材を購入して満一ケ年以内に再築すべく、再築を拒む者は填補請求権を喪失すると規定してゐる。蓋し、こゝでは特に火災に因り貧窮に陥りたる者に對してのみ例外的に實物給付を考慮したるに過ぎず、一般には貨幣を火災填補のために支給した、従つて、いまや、一般的購買力を有する貨幣の使途を特に再築に限定し、これによつて悪意による火災の發生を防止する必要が出て來たからである。¹⁶⁾なほ、このハンブルク火災保険組合に倣つてその後に發生した同種の四十六個の火災保険組合を統合して一六七六年に成りたる Hamburger General-Feuerkasse (ハンブルク一般火災金庫) の一七五三年の改正規定では、一層嚴密さを加へて、填補金は一時に全額罹災者に支給されず、再築進行の程度に應じ、初めに三分の一、中間に三分の一、終りに三分の一を交付する、そして、最後の評價に於ては再築建物は填補總額より四分の一だけ大なる價值をもつべ、要求された。¹⁷⁾

ところで、實はこのやうな再築義務は、單に建物所有者に於ける道德的危險を防止せんがためのみではなかつた。一つには建物に對する抵當債權者を擁護せんがためでもあつた。これは前記ハンブルクの火災保険組合を始め一般火災金庫・Königliche General-Brandgilde (一七三九年設立) 等の特に都市に於ける火災保険施設自體が抵當權者保護を目的として設立された事情から見て明白である。¹⁸⁾當時、抵當債權者は、火災填補金を現金で請求したりこれを差押へたりする權利はなかつた。再築された新しい建物に古い抵當權を設定することだけが可能であつ

15) G. Helmer, Entstehung und Entwicklung der öffentlich-rechtlichen Brandversicherungsanstalten in Deutschland, 1936, S. 40.

16) Schaefer, Bd. I. S. 166. 167.: Helmer, Entstehung., S. 40.

17) Schaefer, Bd. I. S. 191, 192.

18) R. Ehrenberg, Studien zur Entwicklungsgeschichte der Versicherung, Zeit-

た。従つて、抵當權者の側からその權利保全のため常に再築が要請されたのである。¹⁹⁾

かやうに一般的交換手段として貨幣が入つて來ると、從來のやうに隣人各々手許の物財を持寄つて救済するといふ單純ルーズな仕方では濟まなくなり、種々多方面に互り面倒な規定を用意しなくてはならなくなつた。貨幣經濟が、それだけ人々の社會經濟生活を擴大煩瑣に導き、人々の情操生活をより空虚により強く打算に向はしめたわけであるが、これには、特に價値の尺度としての貨幣の職能が大に關與してゐる。吾々はいまや貨幣の第二の職能について考へなければならぬ。

なほ、今日の保險形態にあつては斷るまでもなく貨幣給付を原則としてゐるが、併し、これとて勿論、貨幣が保險給付の全面に互つて例外なく行はれてゐるわけではない。例へば、船舶保險に於ける分損個所の修理・硝子保險に於ける新品の取替・社會保險に於ける疾病傷害に對する治療投藥等々。²⁰⁾更にまた、後段述べるやうに貨幣自體の價値が甚だしく變動を來たすインフレーションの場合にも實物給付は眞劍な問題となる。だが、これらは依然として今日では例外の仕方に過ぎない。

三 價値の尺度としての貨幣と保險形態

初期の火災ギルドで實物給付が原則であつたのは勿論當時の經濟生活が一般に自然經濟の下にあつたからである。併し、これで何等問題は起らなかつた。元來が不幸な罹災者に對する同情からの救済であつたが故に、嚴密な評價や等級付けはそこでは不必要であつた。手許に都合のつく財貨を、または勞務を、といふ風に男も女も相

schrift für die gesamte Versicherungs-Wissenschaft, Bd. 2. S. 37; Schaefer, Bd. 1. S. 169.

¹⁹⁾ Schaefer, Bd. 1. S. 63.

²⁰⁾ Manes, Bd. 1. S. 273.

集つて力を盡せばそれで救済が出来た。そこでは、給付相互間または給付反對給付間の比較計量はそれ程重要性をもたなかつた。而かるに、貨幣がひと度一般的交換手段として有らゆる物財に對して他の極に立つやうになると、この間の交換比率は一般化して貨幣に價値の尺度としての職能が具生し、すべては貨幣を通じて冷く嚴密に評價され限定され始めた。そして、この傾向は當然に火災給付方法または給付額の限定として現はれて來た。

併し、實物に代つて貨幣が災害給付に用ひられ始めたからとて、直ちに謂はゆる合理的な仕方が出て來たわけではない。貨幣が經濟生活に十分滲透するやうな段階に入らなくしては、個人主義合理主義的世界觀は生れて來なかつた。例へば、一五八八年に設立されたる *Grosse Wäster Gilde* では通常火災と大火とを區別し、各會員は前者には二タアレル、後者には四タアレル離出すべき旨を規定してゐるが、これは單に實物に代つて貨幣を給付するにとゞまり、危険の程度・給付負擔力等については何等の考慮も拂つてゐない。これより二年後に出て來たハンブルク火災保險組合、これは多くの點で火災保險史上劃紀的な形態であるが、これとても單に災害額を會員數に一樣に頭割りする（但し十タアレルを限度とす）に過ぎない¹⁾。また、一六四八年に設立されたる *Holländer Mo-biliengilde für die Landschaft Eiderstedt* は最古の動産火災ギルドとして、罹災物件——家畜・林草・穀物・その他——の災害に對する給付額を四・三・二・一（後には更に $1\frac{1}{2}$ ・ $1\frac{1}{4}$ ）タアレルに分つてゐるが、これも危険の等級付けと見ることは出來ぬ。併し、こゝで見遁しならぬのは、かうした方法によつて人々が單純ながら損害額を金錢的に評價し、また間接に最高填補金額を設定しやうとしたことであつて、これも歴史的には貨幣を通じて出て來た新しい保險の仕方といはなければならぬ。ところが、この後のハンブルク一般火災金庫になると、同じ填

1) Schaefer, Bd. I. S. 44.
2) Schaefer, Bd. I. S. 167.
3) Schaefer, Bd. I. S. 74.

補額を定めるにしても、先づ各會員の建物の保險金額を定めこれとの割合で罹災者の損害に對する釐出額を算出する方法をとつてゐる。⁴⁾かうなると、保險金額に従つて保險料を査定する現代的形態に甚だ近い。言ふまでもなく、この數的關係の規定も貨幣を媒介として始めて可能になつたことで、實物經濟時代の粗大な評價では到底考へつかぬ事柄であつた。

填補額を限定しやうとする努力はなほ種々の形態をとつて現はれた。分損規定の如きその一例である。吾々は既に一五七五年 *Tetenhill Brandgilde* などに於て稀に分損規定を見るけれども、初めてはつきり分損規定を設けたのはハンブルク火災保險組合であらう。こゝでは組合の長老・代表委員・市會委囑の大工左官が災害現場に赴き損害を査定し、その程度に應じて各會員十ライヒスタアレルを限度として填補をなすと規定してゐる。⁵⁾これはまたハンブルク一般火災金庫の踏襲するところとなつてゐるが、更に徹底してゐるのは *Concordia Feuerordnung* であつては、そこでは燒殘價格を評價しこれを保險金額から差引いて損害額を定むるとまで規定してゐる。⁶⁾なほ一七八九年設立の *Reinfelder Mohlen-und Brandgilde* まで來ると、今日現に行はれてゐるものに極めて近い分損填補形式がとられるやうになつたとのこと。⁷⁾かくして、これが後に保險價額概念の發生發達につれて、今日見るが如き合理的な分損規定にまで導いたのであるが、このやうに損害を嚴格に査定しやうといふ觀念を生みこれを實現に到らしめたものは、一つに貨幣による價値の測定が經濟生活一般に普及したがためであらう。尤も、そうは言つても、初期の火災ギルドでも全損と分損の見分けが附かなかつたわけはあるまい。何等かの區別をなしこれを處理してゐたであらう。併し、實物經濟では評價に嚴密さを缺く故に大してその効果はなかつたし、また、

4) Helmer, Entstehung, S. 47; Schaefer, Bd. 1. S. 179.
 5) Helmer, Entstehung, S. 40.
 6) Schaefer, Bd. 1. S. 167.
 7) Schaefer, Bd. 1. S. 176.
 8) Schaefer, Bd. 1. S. 179.
 9) Schaefer, Bd. 1. S. 78.

既に繰返し述べたやうに、當時は損害に對する填補といふよりは寧ろ不幸に對する救済といふ人情が支配的であつたから嚴格な分損規定は必要でなかつた。これについては、ヘルマアは、田舎地方の火災は建物が粗野なため大抵が全焼となるに反して、都會の火災は屢々分損にとどまる、分損規定が一般にジュレスウキツヒ・ホルンユタイン地方の火災ギルド時代に見られず、ハンブルクの火災保險組合に於て初めてはつきりと出て來たのは、かうした事情に因る、と述べてゐる。併し、吾々としては、このやうな事情に併せて、特にハンブルクの如き商業都市に於ける貨幣經濟の發達が個人を經濟的確立に導き評價の嚴密性を求めしめて分損規定を登場せしめたと考へたい。

填補額を制限する仕方としてこの當時採られたものには自家保險規定がある。これはハンブルク一般火災金庫に於て初めて現はれた規定の如く、こゝでは危險の二割五分が被保險者負擔と定められてゐる。¹⁰⁾自家保險規定は言ふまでもなく道德的危險を避けんがためである。併し、これを何割何分とはつきりした形に導いたのは勿論のこと乍ら貨幣による評價を通じてからである。尤も、このハンブルク一般火災金庫はロンドン大火直後にイギリスに設立されたニコラス・ペアボンの火災保險業の技術並びに形態を多分に採入れて成りたるものであり、¹²⁾従つて、この自家保險規定も恐らくイギリスから輸入されたものに違ひない。併し、それを輸入し得るまでに到つてゐた地盤は何かと言へばハンブルク市の發達したる商業生活——貨幣經濟——と見なければならぬ。ところで一方、被保險者側からすれば、自家保險規定は價值通りの附保を許さず一部を危險に曝すべく餘儀なからしむる強制であるから、甚だ不安不利益である。従つて、經濟が發達し保險の要請が高まるにつれて自家保險規定廢止

10) Helmer, Entstehung, S. 40.

11) Ehrenberg, Studien., Bd. 2. S. 37; Schaefer, Bd. 1. S. 176, 190.

12) Helmer, Entstehung, S. 44.

の要求は被保險者側から起つて來る理である。殊に貨幣價値の變動は屢々自家保險割合を實質的に擴大せしめ、例へば二割五分を實質に於て四割にする場合を生ぜしめる。¹³⁾しかるに、一七五三年の一般火災金庫改正規定ではなほ二割五分の自家保險規定をそのまま踏襲して居た。このために、一七九二年頃になると、多數の被保險者はハンブルクに支店を開設したロンドンの Phoenix, Ulrich 等の著名火災保險會社へ右の自家保險部分を附保し始めた。¹⁴⁾併し、他方、保險經營者側からすれば、道德的危險が事業上の危險に導くが故に自家保險規定を設くる要がある理である。従つて、保險者にして道德的危險を或る程度客觀的に測定し且つこれに相應する保險料率を採用し得るやうにならなくては、自家保險規定を廢止することは出來ない。ところで、この危險測定上の困難はドイツでは十九世紀初期までつき、始めてハンブルクに全額附保 (J. A. Günther の提案) が實現したのは一八一七年である。¹⁵⁾かくして今や危險の測定について語るべき順番が來た。

初期の火災ギルドは多分に防衛ギルド (Schutzgilde) の傳統的性格をもつてゐた。隣人の災厄と見ればその間に嚴格な區別を設くることなく相集つて包括的に援助救済し合つた。従つて、火災のほかは、家畜の盜難・埋葬等の危險または不幸も同時に共助の對象となつた。併し、元來これらは頻繁度または災害の程度を異にし従つて夫々別個の取扱を受くべき事象である。初期の火災ギルドがこれらを區別しなかつたのは、それが正に古代共同社會の傳統を多分に引いてゐたからであり、そこにまたその特色があつた。しかるに、分業・貨幣等のモメントによつて自然經濟が次第に崩れ共同社會的紐帶が弛緩すると、個人の觀念が高まりすべての問題に對して謂はゆる合理的な見方が採られるやうになつた。火災ギルドに於ても、從來の如き單なる一様な取扱は大きな不合理を含

13) Schaefer, Bd. I. S. 193, 194. 併しドイツの公營火災保險組合は現在に於ても私營火災保險會社よりも自家保險規定をより多く利用してゐる。また、一般に再築義務を課してゐる點も、私營保險會社と異つてゐる。(Liebig, a. a. O., S. 147.)

む、條件または性格を異にするものにはそれに應じた異なる取扱または處理を以つてはなくてはならぬ、そうであつてこそ初めて合理的であり、人々は自由の中に生きることが出来る、と考へられるやうになつた。併し、永く封建制度の下にあつたドイツでは、このやうな思潮は漸く十九世紀になつてつきり出て來たに過ぎない。

例へば、既に度々引用した一五九一年設立のハンブルク火災保險組合、これはその名を契約——*Hamburger Feuerkontrakt*——と呼び、關係原本のどの個所にもギルドの名を用ひてゐないだけであつて、中世的なギルドの氣分から脱して可成り新しい個人的精神を盛つてゐた。それまでの火災ギルドの多くがその名を火災ギルドと言ひ乍ら家畜の盜難・埋葬等を救済の對象とし更に社交をも附隨的目的としてゐたのに對して、この火災保險組合は斷然火災危險だけをその對象とした。¹⁷⁾これは確に危險の測定上に最初の合理性を導き入れたものであつた。併し、これだけでは猶ほ不十分であつた。同じ火災危險のうちに條件を異にするものを更に幾つかの段階に分ちこれに對應する保險料等級を用意しなくてはならぬ。それに到らなくては現代的合理的保險組織ではない。この點を以てハンブルク火災保險組合は何等區別を設けず徹底を缺いてゐる。ところが、火災保險組合を統合して設立された一般火災金庫の、しかも設立後約百年を經過した後の一七五三年の改正規定になると、動力としての水車風車を用ふる工場を特に一般建物から區別して夫々異なる給付額を定めてゐる。¹⁸⁾更に、危險の分類等級についてドイツ保險界を最も刺戟したのは前記ロンドンの *Phoenix Fire Assurance* のハンブルク支社開設(一七八六年)であつてこの後、ドイツでは *Assoziation Hamburgischer Einwohner zur Versicherung gegen Feuersgefahr* を始めとする一聯のドイツ私的火災保險會社が、盛んにイギリス風の近代的技術特に危險等級制を採用した。¹⁹⁾併し、他方、ハ

16) Schaefer, Bd. 1. S. 168.
18) Schaefer, Bd. 1. S. 192. 193.

ンブルク一般火災金庫に倣つて設けられた各地多數の公營火災保險組合は、なほ永く一般に危險の差等を頑固に無視して居り、十九世紀中葉になつて漸くハルデンブルク、ケーラア等の改革案を容れて、三級乃至九級の危險分類制従つて保險料等級制に入つたに過ぎぬ。²⁰⁾

ところでさて、このやうな危險分類制・保險料等級制を設けしめるに到つた動因は、既述のやうに、分業と貨幣の發展を通して出て來た自然經濟並びに封建制度の崩壞、個人の經濟的確立、従つて、個人主義的合理的精神であるが、また、具體的技術的に現實の形に於てこれを可能に導いたのも貨幣である。危險を如何に細かく分類するとしても、單にそれだけでは——即ち、危險の分類に對應して保險料の等級を嚴格に細分し得るのでなくは、——意味を爲さない。嚴密な評價と價値の單位化を拒否する自然經濟・實物給付ではこれが不可能である。マアネスの記すところによれば、現在アメリカの火災保險會社では、二千以上の危險群を設定してゐると聞くが、²¹⁾これは實に價値の尺度としての貨幣を用ふる經濟に於て始めて可能な事象である。

價値の尺度としての貨幣の登場による保險形態の發展については、吾々はなほ説くべき多くの問題をもつてゐる。超過保險・重複保險・共同保險・再保險等々の形式について。併し、こゝではこれらを一々説くべき紙幅がない。他日の機會に俟つ。因みに價値の尺度たる貨幣それ自身が價値を激しく變動することによつて惹起すインフレーションと保險との問題については次節で觸れたい。

四 價値蓄藏手段としての貨幣と保險形態

19) Liebig, a. a. O., S. 24, 26.

20) 佐波、フイツ封建制度末期に於ける保險機構の變容、本誌 第50卷、第1號。

21) Manes, Bd. 1. S. 200.

初期の火災ギルドでは災害が発生して初めて救済手段が講ぜられた。従つて、そこでは豫めの準備といふものは原則として存在しなかつた。前もつて存在したのは、たゞ隣人同志間のうるはしい共助精神——多分に信仰に結びついてゐた——だけであつた。だが、これで大抵のことは含蓄的に解決がついた。そこに初期の火災ギルドの特徴があつた。併し、他方そこにはまた、そうせざるを得ない物質的な面があつた。實物給付が支配的であつた火災ギルドに於て若し豫めの救済準備を爲すとせば、それは多數の會員から建築材料生活資料等を運搬徴集しこれを一定の場所に貯蔵することを意味するが、強權をもたない小規模の隣保團體としてそれは殆んど不可能であつた。従つて、そこには共同の準備財産としては殆んど存在せず、火災給付は常に事後的に而かも各會員の手許の物財または各會員自身の勞役をもつてする謂はゆる賦課制度 (Umlageverfahren) が行はれた。

しかるに、十六世紀末頃からの火災ギルドは次第に貨幣經濟的となり、それにつれて他の給付方法を探らうとする努力が現はれて來た。賦課制度と並んで、年一定額を各會員より釐出せしめて基金を設定しやうと考へられるやうになつた。¹⁾ 吾々はこゝでもドイツ火災保險史上劃紀的な發展形態たるハンブルク火災保險組合を引合に出す便宜を有する。ここでは、罹災者に支給すべき會員一人當り填補限度は十ライヒスタアレルと定められてあつた。にも拘らず、實際にはそれ以下で濟むべき分損の場合にもこの最高限度の給付が要求された。その剩餘をもつて基金を作らうとするのであつた。更にまた、科料・手數料等も基金に繰入れられた。而して、この基金の使途を見るに一部は消防施設のためにも用ひられたが、更に進んだ目的として小損害に對する給付の支辨に役立てられてゐる。²⁾ かくして、そこには賦課制度による給付と基金からの給付との二本建が過渡的の制度として起つたわ

1) Ehrenberg, Bd. 2, S. 36.

2) Schaefer, Bd. 1, S. 173.

けであるが、ともかく基金を設定した點に於て、これは、今日の保險形態に於ける共通準備財産制度の出發をなすものと見なければならぬ。ところで、かうした制度の由來を見るに、そこには價值蓄藏手段としての貨幣の職能に關聯するものがある。尤も、價值蓄藏手段としての貨幣の職能は本質的には貨幣の一般的交換手段としての職能からの派生ではあるが、他方、貨幣はまた極めて蓄藏し易い形であり、この形を探ることによつて價值は最も效果的に貯藏され得る。かくて、貨幣は一般的交換價值の凝固蓄藏の手段と見ることが出来る。而して、いまや、この價值蓄藏手段としての貨幣の職能によつて、嘗つての實物給付による初期の火災ギルドに於て殆んど考へられなかつた共同準備財産の構成が貨幣給付を原則とするハンブルク火災保險組合によつて部分的ながら比較的簡單に「基金」の形で爲し遂げられるに到つてゐる。

とは言へ、保險に於ける共通準備財産制度は容易には完全な形態に導かれ得なかつた。右の如く、ハンブルク火災保險組合に於ては基金を作らうとの努力がなされ、これがまた不完全ながら實現してはゐるが、そこでは全く過渡的な仕方をとらなければならなかつた。自然經濟時代からの傳統としての賦課制度を原則としつゝ、この賦課手續のうち——實際の損害額以上に賦課額を徴收するところに——基金の源泉を見出さなければならなかつた。これは單にハンブルク火災保險組合だけではない。數十年後の *Concordia Feuerordnung* に於ても採られなければならぬ仕方であつた。³⁾しかるに、その後のハンブルク一般火災金庫になると、稍々發展して、火災損害に對しては原則として賦課制度をもつて臨みつゝ、別に各會員に對し入會金及び年定額贖金として夫々保險金額に對し一%・四分の一%を支拂ふ義務を課した。⁴⁾毎年定額を豫め贖出せしめるところに基金構成の工作があり、

3) Schaefer, Bd. 1, S. 179.

4) Ehrenberg, Bd. 2, S. 37.

現代的な保険料前拂制を想はずものがある。同じやうな仕組は一七一三年 Altona 大火後同地に出来た General-Feuersordnung。その他に於ても見出された。⁵⁾併し、いづれにしても賦課制度から完全に脱却し得ぬところに、なほ、その後の問題を残してゐた。ところが、一七五三年の規定大改正後の一般火災金庫に於ては、原則として小損害は各被保険者が毎年保険金額一千マルクにつき四シリングの割合で醸出する保険料から構成される基金でもつて填補し、大損害に對する支拂のみを事後の賦課——これも保険金額に應じて——によつて賄ふこととしてゐる。⁶⁾かくして、原則として基金から損害を填補しやうとの傾向をとるに到つた點に於て、それは現代的な共通準備財産機構に著しい接近を示してゐる。だが、これは當時に於てなほハンブルクの如き貨幣經濟の支配的な商業都市に於て初めて可能な仕方に過ぎなかつた。こゝでは既に危険の測定・保険料の等級の上に著しい發展を見せてゐるイギリス流の私的保險會社からの強い刺戟が絶えず作用してゐた。實際、一口に賦課制度の廢止・保険料前拂制度の採用といふも、それは價值蓄藏手段としての貨幣の職能に俟ちつゝ、他方また、價値の尺度としての貨幣の役割に俟つところの危険分類制・保険料等級制を通しては實現し得るものではなかつた。かくてなほ多かれ少なかれ實物經濟の名残をとゞめてゐた田舎地方の公營火災保險組合の大部分は依然として賦課制度を原則として守りつゞけてゐたのである。現に、一八一一年ハルデンベルク首相の意嚮に従つて作成されたケラア案に於ても、これに關聯して、填補金の支拂を迅速ならしめるには從來の公營組合に於ける如き既發損害額を加入者に賦課する制度を廢して、私的保險會社のやうに多年に亙つて徴收すべき年々の保険料を算定し何時でも即座に少くとも組合加入者の四分の一に對し支拂を爲し得る額を準備金として保有するやうな組織に改めな

4) Schaefer, Bd. 1, S. 66.

6) Schaefer, Bd. 1, S. 191.

ればならぬ、との意見が陳べられなくてはならなかつた。一般的な發展としての保險料前拂制度はドイツでは大體十九世紀後期に入つて漸くその成立を見た次第である。

保險料前拂制度、これは正に貨幣經濟の發展を通して生れ出たものでありつゝ、同時にまた、そのうちに更に貨幣經濟の次の發展段階といはれる信用經濟の要因を含んでゐた。保險料の前拂といひ共通準備財産の作成といふこと自體、現在なされる一方の給付に對して他方の反對給付が一定の時間を置いて行はれる場合に考へ得られる概念であり、その給付と反對給付とを結びつける信認または信用が即ち信用經濟の要素である。而して、信用經濟が展開する最も特徴的な事象の一つは謂はゆる金融資本の形成であつて、銀行・保險はその最も代表的な分野を呈してゐる。かくして、保險に於ては、多數の保險契約者から零細な金額が保險料として保險者に前拂されそれが準備されるに到つて、いまや一つの巨大な資本が構成せられ、嘗つて實物賦課制度時代の火災ギルドが思ひも及ばなかつた金融的勢力が生じて來る。單に被保險者團體といふ狭い範圍だけでなく國民經濟全般に大きな影響をもたらす力が起つて來る。

かやうに保險の準備金制度は貨幣をもつてすれば如何なる有價財とも交換出來るし、また貨幣の形での價值貯藏が至極安全容易であることから發生する仕組であるが、併し、この場合注意すべきは、貨幣の價值蓄藏手段たることが必ずしもその蓄藏する價值量の不變を意味しないといふことである。否寧ろ、貨幣の價值即ち貨幣と交換される物財の價值量は常にまたは屢々激しく變動する。而して、貨幣價值の變動は、いふまでもなく、時を異にしてなされる二つの貨幣給付(給付と反對給付)の實質價值に相違を生ぜしめる。その變動の著しい場合には給付

7) B. Schmidt, Der Versuch des Fürsten Hardenberg, die öffentlichen Feuerversicherungs-Sozietäten zu reformieren, Zeitschrift für die gesamte Versicherungs-Wissenschaft, Bd. 10, S. 89, 90.

と反對給付との間の均衡を目的とする準備金制度の重要性にまで動搖を生ぜしめる。例へば、一九二三年にドイツを襲つたインフレーションにあつては、貨幣は殆んど無價値従つて價値の蓄藏手段に非ざるかの如き感の人々に抱かしめ、保險（特に長期契約たる生命保險）の準備金制度に新しい深刻な問題を提起し、一見實物經濟に逆歸するのと思はしむる裸麥マルク保險などを考へなくてはならぬところまでに立ち到つた。貨幣經濟に據つて立つ現代的保險形態がその基礎地盤たる貨幣自體の本質的な動搖に遭遇したからである。併し、貨幣と共に生き貨幣によつて生活の殆んどすべてを規定されてゐる現代人にあつては、たとへ保險といふ特殊の領域に於ていあらうとも、貨幣から甚だしく超越した形式をとることは出来なかつた。裸麥マルク保險なども貨幣の著しい變動から痛々しい經驗を嘗めたこの當時の人々の貴重な構想には違ひなかつたが、そこには運用上種々の困難の伴ふことが判り、遂にその實現を見るには到らなかつた。所詮、現代人は貨幣なき世界に住める動物ではなかつた。

五 結

以上、本稿は、自然經濟から貨幣經濟への發展過程を通して出て來る保險形態の成立發展の究明のために、ドイツの火災保險を對象に擇んで考察したが、これを要するに、自然經濟が崩壊して次第に貨幣が「一般的交換手段」にまで高められる經濟が起つて來るやうになると、一方では、人々は經濟的獨立を通して個人としての自覺を強め個人主義的合理性から漸次に現代的保險形態の本質的要請である危險等級制を確立に導き、他方では、「價値の尺度」としての貨幣を通して損害填補又は保險金給付を嚴密に行ふやうになつて現代的保險が要請する保險

金額・保險價額・分損・自家保險等々の制度或ひは規定を導入し、また、中世近世に於ける多分に嚴密を缺く實物をもつてする事後災害救済の代りに、「價値の蓄藏手段」たる貨幣を保險料として拂込むことによつて現代的保險形態の特徴たる事前對策としての共通準備財産制度を定立してゐる。かくして、吾々としては貨幣經濟こそ今日の固有の保險形態にとつて本質的基礎であると結論することが出来る。マアネスの表現をもつてすれば、「保險は其全機能に於て、即ち其價格の標準として、其支拂手段として或は又價格の蓄積手段として何れも金錢を必要とする。」¹⁾既に固有の保險形態がさうであるから、これから派生する再保險・共同保險等の特殊保險形態、及びこれらの特殊形態を紐帶として構成される諸種の保險企業形態が貨幣經濟を前提として成立するものなることは當然である。保險料準備金の金融資本的勢力については今更改めて説くを要しない。

なほ、本稿は以上の如く貨幣と保險との發展的聯關を問題にしてゐるが、既に度々述べたやうに、貨幣經濟は分業または個人の經濟的確立の前提であると同時にまたそれから規定されつゝ發展を辿るものである。かくして、「保險に於ける貨幣」の歴史的役割の研究は、同時に、保險に於ける個人の發展に對する考察を通してよく把握されなければならぬ。この意味で、本稿は正に本誌前號所載の拙稿「保險に於ける個人」の續編を形づくる。

(一五・九・一八)

1) 第八回國際アクチエアリー會議報告書、L通貨下落の生命保險契約に及ぼす影響⁷ 簡易保險局譯、昭和5年3月、127頁。